

令和 8 年度

第 3 回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、4番、野口美恵子君、5番、飯塚綾子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和8年6月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋書記から説明をいたします。

議長 小板橋書記の説明を求めます。

小板橋書記 農業委員会書記の小板橋と申します。

農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

まず初めに、初めての方もいらっしゃいますので、中間管理事業による利用権設定の制度についてご説明させていただきます。

農地の貸し借りについては、農地中間管理事業または農地法3条申請をする必要があり、原則相対での貸し借りは認められていません。

農地中間管理事業は群馬県農業公社が中間的に農地の契約を受け入れ、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図っているものとなっています。

参考に契約書をご覧いただきたいと思いますので、議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

まず、8ページが所有者から農業公社に貸し付ける内容となっています。中段あたりに貸付けを行う農地の地番や契約期間、地代等が記載されています。

9ページ目は農地を借り受けた農業公社から耕作者に転貸する内容となっており、中段に農地の地番と下段に耕作者の営農状況について記載されています。

このように契約上は、農地の所有者から農業公社に貸付けをし、農業公社から耕作者に貸し付ける形をとっており、実際は借り手と貸し手が決まった後にこのような契約書を取り交わしていただいております。

このような契約書が村に提出をされましたら、農業委員会として許可相当の内容であるか審査していただき、許可相当と認められた案件につきましては、契約締結のために群馬県農業公社と手続を進めていく流れとなっています。

案件がある月については定例会の場でお諮りしますので、ご審議をお願いいたします。

今月は案件が3件ございますので、農業委員会では次の3つの視点に基づいて審査をお願いしたいと思います。

まず、1点目は、担い手が農用地を効率的に耕作できるか、貸し付けた農地が荒れてしまうことのないように耕作できるような方であるのか確認をお願いいたします。

2点目は、担い手の年間農業従事日数が150日以上あるかです。継続的に農業をしている方であるか、ご確認をお願いします。

3点目は、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないかどうかとなります。

それでは今月の案件について説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

まず1件目の計画です。

農地の所在は、榛東村大字広馬場字下ノ前321番1外1筆。現況地目は畑。面積は計で2,100平米です。権利の種類は使用貸借で、利用目的は畑です。土地の所有者は高崎市の方で、契約始期は令和8年8月1日から5年間の令和13年7月31日までです。耕作者の方は長岡の方で、地域計画外の農地となります。

2件目の計画です。

農地の所在は、榛東村大字新井字立畦2442番外1筆。現況地目は畑。面積は計

3,874平米です。権利の種類は使用貸借で、利用目的は畑です。土地の所有者は新井の方で、契約始期は令和8年8月1日から5年間の令和13年7月31日までです。耕作者の方は山子田の法人で、地域計画外の農地となります。

3件目の計画です。

榛東村大字山子田字倉海戸73番外44筆。面積については計5ヘクタールとなります。こちらの案件については、耕作者の方が山子田の法人で、法人化に伴い、個人名で契約していた農地を法人名へ変更する手続となります。個人名で既に耕作されている農地であり、経営面積に変わりはありません。

最後に、借り手の営農状況についてご説明します。

9ページ目をご覧ください。

1人目の耕作者の方は、高崎市の方で、53歳の方です。年間の農業従事日数は350日です。経営面積は村内外を合わせて約52ヘクタール。主たる経営作物は長ネギ、水稻、緑肥です。主な農機具の所有状況につきましては、トラクターを1台、ロータリーを1台、ネギ皮むき根葉切り機を1台、ネギ収穫機を1台となります。

続いて、16ページをご覧ください。

2人目の耕作者の方が、山子田の法人となります。農地の経営面積は約5ヘクタールです。主たる経営作物は水稻、ナス、スイートコーンです。農機具の所有状況につきましては、トラクターを3台、動力噴霧機を1台、田植機を1台、軽トラックを1台、管理機を1台、ロータリーを1台、保冷库を1台となります。

説明は以上です。

議 長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

1点確認なんですけども、2人目の2件目は全くの新規で、3件目の関係が全部法人化に伴う変更という形の解釈でよろしいのでしょうか。

議 長 事務局。

小坂橋書記 おっしゃるとおりで、2件目で新規の契約で、3件目についてが、個人から法人への引き継ぎになります。

以上です。

議 長 いいですか。

小山委員 はい。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋書記の退席を認めます。

(小板橋書記退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 暫時休憩を。

議長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午前10時17分)

議長 それでは再開します。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明を申し上げます。

議案書17ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字北原2785番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,130平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は神奈川県川崎市の方。経営面積は39アール。申請事由は、譲受人から申出があり応じることとしたとのことです。譲受人は伊勢崎市の法人、経営面積は2,342.7アール。申請事由は多角的に営農しており、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は法人のため記載はございませんが、雇用労働力として社員3名、パート4名となっております。

議案書18ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

また、榛東村以外で耕作権等を有している高崎市、伊勢崎市、前橋市、太田市、みどり市、玉村町の農業委員会に耕作の状況について照会をしたところ、全ての市、町

で耕作状況に問題ないと回答がございました。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、真下治彦君。

真下委員 農業委員9番の真下です。

議案第2号の1番の件について、一言。

説明は事務局のそのまんまなんですが、これは昨年相続をしたんですが、本人は神奈川に住んでおりまして耕作できないということで、この法人に売買するということなんですが、この法人の経営内容、大丈夫だということを今事務局が言っていますが、伊勢崎ですから、結構距離あるんですよ。

この辺で、今までこの畑は、昭和村の人間が借りて使ったんですけど、トウモロコシを主にやっていて、この隣を私が耕して野菜を作っているんですけど、農薬の散布がもの凄く、一時なんですけど、畑で近寄れない時期がありました。

これだけの距離があって、耕作してもらって、管理がちゃんとできるように一つ話は通していただければ問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

12番農業委員小山です。

ちょっと1点確認なんですけれども、今、地元委員の方からトウモロコシを昭和村の人が作っているというような話があったんですけども、今現在トウモロコシが栽培されている状況があるかと思います。

その栽培はこの法人が作っているのか、昭和村の人が作っているのか、ちょっと確認したいと思います。

議長 事務局。

事務局 現在は昭和村の方がトウモロコシを作っているというところで、その収穫が終わりましたら、今度改めて、今回取得する法人の方が耕作をする予定となっております。

以上です。

議長 ほかに意見ございませんか。

農業委員11番、村上誠一君。

村上委員 11番農業委員、村上です。

この日本農産なんですけど、前々からいろいろあると思うんですけども、仮に今回の件で許可相当となって取得したとして、一、二年で農地じゃなくなるということも、もう今はいいんですかね。

前は3年3作とか、何とかいろいろあったらしいのに、今はどうなんですか。

議 長 事務局長。

事務局長 今は転用するときにその要件を満たしてなければならないというような流れとなっておりますので、その辺は心配ないかと思っております。

以上です。

議 長 いいですか。

農業委員9番、真下治彦君。

真下委員 ついでということなんですけど、圃場整備されている地域なんですけど、この期限というのが、正規にあるんですかね、圃場整備終わってから何年後に、宅地にできるとかというのは。

議 長 いいですか。

事務局長。

事務局長 まず、圃場整備をすると農振地域になるんですけども、まず農業振興地域から除外する要件として、土地改良をしてから8年経過していないとまず除外ができませんので、ここについては、すみません、ちょっといつだったか分からないんですけども、8年は経過してますので、まずは農振除外をしてから、転用の手續ということになると思います。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

ちょっと暫時休憩でいい。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時37分)

議 長 会議再開します。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。
次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。
事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書17ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1443番2。
地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,406平米。権利種別は3条有償移転、内容は
売買。譲渡人は広馬場の方。経営面積は自作地38.3アール。申請事由は、農地の管理
ができず困っていたところ、譲受人から申出があり応じることとしたとのことです。
譲受人は広馬場の方、経営面積は自作地67.0アール。申請事由は多角的に営農してお
り、農業経営規模拡大のため申請地を譲り受け野菜作りをしたいとのことです。受入
れ世帯の稼働人員は1人です。

議案書19ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、小池修君。

小池委員 3番農業委員、小池です。

議案第2号、番号2について、ただいま事務局長より説明がありました議案第2号、
番号2の申請につきまして、地元委員として補足説明させていただきます。

権利の種類は売買、申請理由については、農地の管理ができず困っていたため、申
請地を譲り渡したいとのことです。

申請地の場所ですが、八ノ海道の信号を南東、金古方面に300メートルほど進み、
押しボタン式の信号のところを南方向に80メートルほど進んだところです。

譲受人は、現在申請地周辺で農業を営んでおり、申請地でもネギや大根などを作り
たいとのことです。

自分としては問題がないと思っておりますが、許可相当と思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はあ
りませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

今回の案件、一応、3条の売買というような形で行われるということなんですけども、現地を確認すると、この農地は、畑の中に入っていると、唯一、道路と接しているところが、南の村道に接しているところが、一応入り口というような形に、登記上になっておると、周辺状況については、譲受人の所有地等々があるかもしれないんですけども、その入り口の位置が不明になっております。

そういった形で、実際現地を見ると、測量もまだ何もしていない状況じゃないかなというようなことが思われますので、もう一度測量してしっかり位置を決めてから売買という形を取られたほうが、後々問題が起きないのでいいんじゃないかなというふうに私としては現地を見て思っております。

よろしく確認等をお願いしたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 先ほどの入口の関係なんですけれども、図面の5ページをご覧いただいて、こちらの隣の1442番1については今回買い受ける方の所有の農地となっておりますので、今回買い受けた場合、こちらからも入れるというような状況になると思います。

南側のちょっと伸びているところ、こちらについては現地見ると草がぼうぼうでどこから入っていいかというような。

小山委員 草のところは隣の家のうちの土地じゃないの。草ぼうぼうのところ、切り株があるところ。

多分その1444番1の畑が広がっているんじゃないかなと思う。

入口、この公図から見るとね。

だから、測量をちゃんとしたほうがいいんじゃないのかい。

もし、譲受人が1442番1を先に売っちゃった場合に、中に入れない。道路に面するところないから。

だから、南側というか、道路に面したところをきちっと整理しておいたほうがいいんじゃないですか。

今は同じ人の所有になるかもしれないけど。

現地を見ると1444番1の畑がずっと広がっている。

議 長 暫時休憩。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時54分)

議 長 それでは会議を再開します。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見書についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 暫時休憩をお願いいたします。

議 長 暫時休憩。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時00分)

議 長 それでは暫時休憩を解きます。

事務局長、説明をお願いします。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は20ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字立畦2422番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は682平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は新井の方。転用目的は露天駐車場用地、施設等ありません。転用理由、譲受人は村内で中古車販売業を営んでおり、申請地は県道高崎渋川線バイパスに面し、中古車の展示及び販売に適しているため、露天駐車場として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員6番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 農業委員6番、羽鳥です。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足説明させていただきます。

露天駐車場としての所有権移転ということですが、場所は高崎渋川バイパスの立畦、ひこばえ保育園の東の立畦の信号の東の角となります。現地は宅地と道路に囲まれていて、農地には隣接しておりません。川下側というか水下側は小さいですけども、もう既に側溝が設置されている状態で、近所に雨水等の迷惑の心配もないと思われます。

地元委員としては許可相当と思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

1点ちょっとお願いでありますけれども、今回、譲受人が、一応外国の方というようなことであります。外国の方が農地を買えないということではないんですけども、よく今、テレビ等で問題になっているのが、外国の方が農地、もしくは宅地等、不動産を取得した場合に、所有者と管理者と使用者が全部違うというようなことで、いろいろ管理上やっぱり難しいところが結構多々あるというようなことであります。

隣接する農機具が展示してあるところも、もう草ぼうぼうというようなことでありますので、管理、そういったものの徹底をよくお願いをしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長 小山委員、回答は要らない。要る。

小山委員 いや、いいです。

議長 長 ほかに意見ございますか。

8番農業委員、岩田悦夫君。

岩田委員 8番岩田でございます。

外国の方なんですけど、国籍とかを聞いてはいけないですか。

それとか、あるいはこの方がどのくらい日本で仕事をされているとかというようなことで、今後事業が継続するのかどうかというところの、確認のための状況を知りたいなとか思うんですが、いかがでしょうか。

議長 長 事務局長。

事務局長 暫時休憩をお願いします。

議長 長 暫時休憩。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時06分)

議長 事務局長。

事務局長 国籍につきましては、スリランカとなっております。

また、古物商の許可証を令和5年1月18日に交付されているものの写しの書類を頂いております。

以上です。

議長 いいですか。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字宮室497番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は442平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は山子田の方。転用目的は一般住宅用地、施設等は一般住宅59.62平米。転用理由、譲受人は貸家で暮らしていますが、今後の子どもの成長を考えると手狭になることから住宅の建築を計画したところ、申請地を譲り受けることができたため、住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となります。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員 6 番、金井でございます。

ただいま、事務局長からの説明がございましたけれども、地元委員として説明、意見を述べさせていただきます。

場所は現地調書、確認書10ページの地図をご覧くださいと、広馬場八ノ海道の信号から金古方面に下り、聖宮神社の交差点を右に折れて200メートルぐらい行ったところをまた左折した右手でございます。

権利の種別、申請目的は、先ほど事務局長のほうから説明いただいたとおりでございます。付近の状況を申し上げますと、北側は道路を挟んで田んぼ、東側は住宅、南側は宅地、西側は畑の地となっております。

境界については、こちらの資料の12ページ、土地利用計画書をご覧くださいと、境界についてはそれぞれ、擁壁、またはブロック塀、または畑と面するところは、新設のコンクリートで境界を施すということになっております。

排水については、汚水、雑排水については北側の集落排水の公共下水、雨水については自然浸透ということで、隣接地には影響はないものと思われま

す。また、10ページの地図をご覧くださいになっても分かるように、周辺については一団の住宅化が形成されております土地でございますので、私としては許可相当と思われま

す。以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求め

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求め

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1362番1。

地目は登記簿、現況ともに田。面積は627平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は一般住宅用地、施設等は一般住宅70.46平米、ガレージ32.4平米。転用理由、譲受人は現在実家で暮らしていますが、子どもが伸び伸びと安全に遊べる広い庭がある住宅を建てたいと考え、適地を探していたところ、申請地を譲り受けることができることとなったため、そこに住宅を建築し、暮らしたいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となります。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、小池修君。

小池委員 3番農業委員、小池です。

ただいま、議案第3号、番号3の申請につきまして、ただいま、事務局長より説明がありました議案第3号、番号3の申請につきまして、事務局長の説明のとおりですが、地元委員として若干補足説明させていただきたいと思います。

申請地の場所ですが、八ノ海道信号を南東金古方面に150メートルほど進んだところ です。

権利の種類は売買、申請目的は一般住宅用地です。付近の状況を申し上げますと、北西側は宅地、南が道路、東は田んぼです。排水がちょっと問題かなと思いましたが、排水は合併浄化槽を設置し、村道の側溝に放流する計画です。このため隣接する農地に影響はないと思われます。

私としては問題がありませんので、許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたしま

す。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。
議案第4号について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第4号について説明申し上げます。

それでは、議案書21ページをご覧ください。

農地の賃借料情報の提供について説明申し上げます。

令和8年度における農地の賃借料情報の提供について、下記のとおり決定を求める。

令和8年6月11日、榛東村農業委員会会長。

下のところをご覧ください。

令和7年1月から12月までに締結、公告された賃貸借の10アール当たりの賃借料水準、10アール当たりの年額ですが、下記のとおりとなっております。

田、水稻の部につきましては、榛東村全域で令和7年の1月から12月につきましては、賃貸借で結ばれた件数が6件ございますけれども、こちらについては、下の星のところを見ていただきたいのですが、令和7年中の賃貸借、田んぼにつきましては、賃借料が物納の物件のみであったため、賃借料を金額で表せないことから横棒で表記しております。

使用貸借につきましては55件ございました。

榛東村全域で令和3年から令和7年につきましては、賃貸借で平均額8,000円、最高額1万1,261円、最低額3,865円、件数は27件ございました。使用貸借は95件となっております。

次に、その下、畑、普通畑の部です。

榛東村全体地域で令和7年の1月から12月までの賃貸借につきましては、平均額4,000円、最高額6,200円、最低額2,784円、件数は6件ございました。使用貸借は25件というところです。

その下、令和3年から令和7年の賃貸借の平均額が6,500円、最高額が1万1,351円、最低額が1,394円、件数は56件ございました。使用貸借につきましては109円となっております。

22ページから24ページ、こちらが令和3年から令和7年までの田んぼの一覧となっております。25ページから28ページが令和3年から令和7年の畑の賃借一覧となっております。

おります。ご確認をいただければと思います。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議 長 事務局より、議案第４号の説明が終わりました。
質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。
議案第４号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第４号は原案のとおり許可、決定いたします。
ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩いたします。
開始を、11時35分開始にします。

(休憩 午前１１時２４分)

(再開 午前１１時３６分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 ０時００分)